

「倒産・解雇・雇い止め」などで離職した方の

国民健康保険税の軽減について

1. 該当する方（以下の要件をすべて満たす必要があります）

- ・ 離職時に 65 歳未満の方
- ・ ハローワークから雇用保険受給資格者証の交付を受け、「離職理由」欄のコードが下記のいずれかに該当する方

対象者	対象となる離職理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

※「雇用保険受給資格者証」は、失業等給付の受給手続を行う際に交付される書類で、通常の場合ハローワークで手続をしてから 2 週間程度で発行されます。「雇用保険受給資格者証」の詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

2. 軽減の方法

- ・ 前年の所得に応じて課税する「所得割」について、非自発的失業者本人の給与所得を 10 分の 3 とみなして保険税を算定します。
- ・ 「均等割」および「平等割」の 7 割・5 割・2 割軽減判定時も給与所得を 10 分の 3 とみなして算定します。
- ・ 軽減対象となる所得は、給与所得のみです。

3. 軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、翌年度末まで

例：R5.3.31 退職の場合→令和 6 年度末（R7.3.31）まで

4. 申請の際に必要なもの

雇用保険受給資格者証（または雇用保険受給資格通知）・マイナンバー記載の個人番号カードまたは通知カード（世帯主及び対象者の分）・本人確認資料（免許証等）

お問合せ先：豊後大野市役所 税務課民税係または各支所まで

Tel：0974-22-3044（直通）